

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

機械装置、構築物等 購入するなら今でしょう

機械装置、工具器具備品、建物附属設備、構築物、船舶等を購入・取得したいときは、この2年間に行ってください。何故ならば、即時償却・特別償却や税額控除（構築物、船舶を除く）の他に固定資産税が安くなるからです。



(Q1) 期間は？  
平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間

(Q2) 対象となる機械等はどんなものですか？  
また対象となる適用税法は  
何と何ですか？

これを図表にすれば  
次の通りです

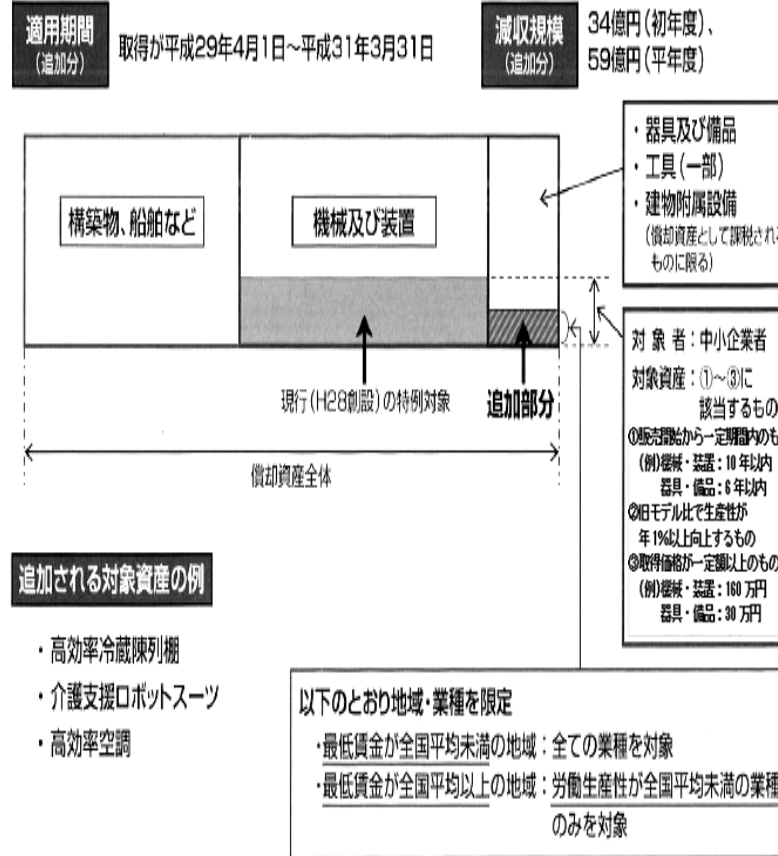
中小企業経営強化税制の適用のためには、下記の①～⑤の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 経営力向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等であること
- ② 指定事業の用に供される機械装置、工具、器具備品、建物附属設備またはソフトウェアを取得等すること
- ③ 生産性向上設備または収益力強化設備に該当すること
- ④ 一定の規模以上のものであること
- ⑤ 経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されていること

用語	説明	具体的内容
① 経営力向上計画	中小企業等経営強化法に基づき、事業者が作成し、事業所管大臣から認定を受けた事業計画	事業所管大臣が策定した人材育成、コスト管理のマネジメント向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組み内容などを記載する
② 指定事業	中小企業投資促進税制および商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種すべて	ほぼ全業種が該当する（風俗営業に該当する事業等は対象外）
③ 生産性向上設備	(i)販売開始から一定年数(右記)以内かつ(ii)旧モデル比で生産効率等が1%以上向上 (※ソフトウェア・旧モデルがないものは(i)の要件のみ)	機械装置：10年 工具：5年 器具備品：6年 建物附属設備：14年 ソフトウェア：5年
④ 収益力強化設備	経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されているもの	年平均の投資利益率が5%以上
⑤ 一定の規模以上のもの	その資産の単価が一定額(右記)以上	機械装置：160万円 工具・器具備品：30万円 建物附属設備：60万円 ソフトウェア：70万円

(Q3) 固定資産税の課税標準を最初の3年間については、価格の1/2に減額

- ① 対象となる機械等はどんなものですか？
- ② 地域業種の限定  
最低賃金が全国平均未満の地域は全ての業種が対象  
熊本県・鹿児島県の最低賃金は715円、全国平均の最低賃金は823円なので適用を受けることになります。  
これを図表にすれば次の通りです。



労働保険の年度更新の時期がやってきました

- ◎労働保険とは・・・  
労災保険と雇用保険をまとめた総称であり、常務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償（労災保険）、失業した場合の給付（雇用保険）等を行う制度です。  
労働保険は、法人・個人を問わず労働者を1人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。
- 年度更新の手続は6月1日から7月10日までの間に行うことになります。年度更新申告書は5月末に各事業所へ送付される予定です。
- 労働保険料を延納（分割納付）する場合の納期限については以下のとおりとなります。

延納することが出来るのは概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみの加入は20万円以上）又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合となります。

	3回分割		
	第1期(初期)	第2期	第3期
期間	4. 1～7. 31	8. 1～11. 30	12. 1～3. 31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

【労働保険料の負担割合について】

- ◎労災保険・・・全額事業主負担
- ◎雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担
- ◎雇用保険率表（平成29年4月1日改正）

	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	9/1000	3/1000	6/1000
農林水産業 清酒製造業	11/1000	4/1000	7/1000
建設業	12/1000	4/1000	8/1000

- 口座振替が便利です！！  
労働保険および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。  
**メリット**  
窓口へいく手間や待ち時間が解消されます。  
納付の“忘れ”や“遅れ”延滞税を課される心配がありません。  
手数料はかかりません。  
保険料の引落しに最大約2ヶ月ゆとりができます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による引落日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

※ 労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期減がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

【社会保険の算定基礎届について】

- 会社が従業員を雇い入れた場合毎年必ず行わなければならない手続の一つが算定基礎届です。  
一般的には、1年に1回昇給が行われ、給与額は毎年変動していきます。したがって、資格取得時(入社時)に決定された標準報酬月額をそのままにしておくと、実際に受けている給与の額とは大きくかけ離れたものになってしまいます。そこで1年に1回、被保険者の標準報酬月額の見直しを図るのが、「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」で、「定時決定」ともいい、提出期限は7月10日になっています。  
決定し直された標準報酬月額は、原則1年間(9月～翌年8月まで)は固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となっていきます。  
なお、届出用紙(算定基礎届等)については、5月下旬から6月までの間に順次、事業所へ送られてきます。

## 29年度以降の社会保険関係の改正一覧

29 年 4 月	【健康保険】	・各都道府県別の健康保険料率を3月分(4月末納付)から改定(毎年) ・全国一律の介護保険料率も引上げ、1.58%→1.65%(負担は労使折半)	
	【年金】	・国民年金保険料を引上げ 月額16,260円→16,490円 ・年金額は29年4月分(6月振込分)から0.1%引下げ ・厚生年金保険の在職老齢年金で、支給停止調整変更額等を引下げ 47万円→46万円(年金の支給停止額が最大5,000円増加)	
	【健康保険・厚生年金保険】	・短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進 28年10月、被保険者501人以上の企業に属する事業所で拡大 →被保険者500人以下の企業でも労使合意に基づき拡大	
	【雇用保険】	・失業等給付に係る部分の料率を時限的に引下げ、0.8%→0.6%(折半) ・雇用情勢が悪い地域に居住する者の所定給付日数を60日延長(暫定5年) ・災害により離職した者の所定給付日数を原則60日(最大120日)延長可 ・雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を引上げ(5年間暫定措置) ・倒産・解雇等により離職した30~45歳未満の者の所定給付日数の引上	
8 月	【雇用保険】	・賃金日額の水準を見直し(下限額は最低賃金を下回らない)	
	【年金】	・老齢年金を受け取るために必要な期間(※)を25年→10年に短縮 ※保険料納付済機関(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間を合算した期間	
10 月	【厚生年金保険】	・厚生年金の保険料率を9月分(10月末納付)から引上げ 18.182%→18.3%(16年改正による引上げ終了)	
	【雇用保険】	・育児・介護休業法の改正に合わせ、育児休業給付の支給期間の延長可 1歳6ヶ月まで延長しても保育所に入れない場合等に限り2歳まで延長可	
30 年 1 月	【雇用保険】	・専門実践教育訓練給付の給付率を引上げ(最大60%→最大70%) ・移転費の支給対象に一定の職業紹介事業者等の紹介による就職者を追加 ・虚偽の求人申込みを罰則の対象とし、勧告など指導監督の規定も整備	
	31 年 4 月	【国民年金】	・国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除 免除期間は満額の老齢基礎年金となるように保障 ・前期の財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ

## 今、話題のM&Aセミナー

貴社の事業承継(後継者)解決策とは!?

(熊本)	日時:平成29年7月14日(金)
	会場:肥後銀行 本店「大会議室」
(鹿児島)	日時:平成29年7月13日(木)
	会場:鹿児島東急REIホテル「オリオン」

※詳しくは別紙にて、各自お申込みくださいませ。

## どうなるTPP!? 農業講演開催

九州農業の復興を祈念しまして講演会を実施いたします。今回の講演は、農林水産省から九州大学農学部助教授、教授を経て、現在は、東京大学大学院農学生命科学研究科教授として、TPPの農産物市場への影響等に関する研究で活躍中の鈴木 宣弘氏を御呼びしております。講演終了後、交流会を予定しておりますので、この機会に皆様奮ってご参加くださいませ。

日時:平成29年6月27日(火)

① 講演会開始 15:00~(受付14:30)

② 交流会 17:30~

場所:メルパルク熊本

参加費: ① 講演会参加費 無料

② 交流会費 お一人様5,000円

詳しくは、別紙にてご確認下さい。恐れ入りますが、準備がございませんので、事前申込をお願い致します。

### 一青年を適当に教育する功績は、一城を取るに勝る フィリップ・メランヒトン

(企業内なら企業内で、ひとりの青年社員を企業人としてふさわしい人間として教育する功績は、城の一つ取ることにまさる、の意。)

それほど、教育ということはむずかしいのである。

どの企業でも、新入社員のための教育の一環として何日間かの研修制度がある。自衛隊に一日入隊したり、お寺にこもったり、企業の目的に沿ったさまざまな研修が行われている。

その研修効果が社員教育の成果ということになるのだが、

「毎日、仕事は多忙だ。社員としての教育は新入社員研修で終わっているのだから、もう教育の必要はない」

と、上に立つ者が考えているとしたら大まちがいである。

管理能力というものは、つね日ごろの業務を通じて、研修期間では教えきれないこまかな指導を行うことからその実績が問われるのである。

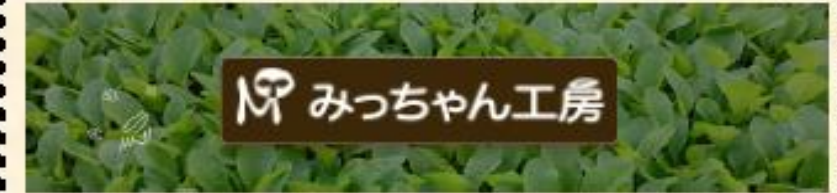
フィリップ・メランヒトン(1497年~1560年)は、ドイツの宗教改革者で語学者でもあり、21歳で大学教授になった天才である。

一本だけでは企業内の教育は出来ない。日常の執務からの教育がより大事である—



チラシ配布希望者は  
担当者まで♪

## 企業シリーズ246



みっちゃん工房は熊本県の益城町で、地域の生産者と、町内とその近隣の町に住むスタッフとでベビーリーフとサラダ野菜の生産を行っています。

阿蘇の伏流水で作られ、葉っぱの一枚一枚を手で優しく刈り取ったベビーリーフやサラダ野菜。

熊本県益城町からみっちゃん工房スタッフ、地域の生産者と共に皆さまにこれからも笑顔をお届けしていきたいと思っております。



### 【お問合せ】

住所: 〒861-2212 上益城郡益城町平田 1034

電話番号: 096-285-7097

ベビーリーフを使ったレシピを  
ブログで紹介しています♪

みっちゃん工房 検索

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106  
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://miraizeimu.com/>